

[事案 25-155] 手術給付金支払請求

・平成 26 年 9 月 27 日 和解成立

※本事案の申立人（契約者）は法人である。

<事案の概要>

契約乗換により、責任開始期前に発病した疾病であるとして不支払となった手術給付金について、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 12 月、平成 5 年に契約した医療保障特約付の定期保険（契約 A）を解約して、医療保険（契約 B）に新規に契約した（契約者：申立人、被保険者：申立人代表者の配偶者）。しかしそのために、平成 24 年 12 月に被保険者が受けた白内障手術について、責任開始期前に発病した疾病であるとして手術給付金が支払われなかった。

以下の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約 A のまま継続していれば、本手術は確実に手術給付金の支払対象になっていた。
- (2) 契約 A の解約および契約 B への新規契約（乗換え）の際、手術給付金が支払われなくなる可能性について、全く認識が無かった。
- (3) 募集人に対して、被保険者が白内障の検査を受ける可能性があることを伝えていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、重要事項説明書を読むことが重要であることを口頭で説明したうえで、重要事項説明書等の各必須交付書類を交付している。
- (2) 募集人は、契約 A での給付金支払歴や被保険者の体況上の問題が無いことを事前に確認したうえで、被保険者に契約概要を説明し、契約 B の加入の同意を求め、告知書を記入させている。
- (3) 告知書作成の際、被保険者は、過去 5 年以内の医師の診察等の有無を問う項目において、白内障での通院歴を告知していない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および被保険者、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、募集人の説明不十分のために解約すべきでない契約 A を解約し、乗り換えさせられ、手術給付金が支払われなくなる損害が生じたことを理由に、その賠償（保険業法 283 条、民法 715 条）を求めているものと判断する。

2. 和解について

- (1) 以下の理由により、本件における募集人の対応は、必ずしも乗り換えの際に期待される水準の説明義務を十分に果たしているものと評価することはできない。

① 保険契約の乗り換えにおいては、既契約が解約され、新契約の責任開始期以前の原因に

よる疾病は支払対象とならなくなる。

②契約Bの重要事項説明書には、既契約を解約する際の不利益として、責任開始期前発病に関する記載があるものの、被保険者が高齢である場合には何らかの疾病への罹患歴が想定されることから、乗り換えの際のリスク説明を、重ねて口頭で行うことが期待される。

③募集人は重要事項説明書を読むように、との説明はしたものの、既契約を解約する際の不利益に関する項目については口頭で説明していない。

(2)一方、以下の事情も考慮のうえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断する。

①被保険者が白内障での受診歴を正確に告知していれば、募集人がそれに気付いて乗り換えが行われず、申立人に手術給付金が支払われなくなる損害が発生しなかった可能性がある。

②申立人は平成23年6月ころ、募集人に対して、被保険者が白内障の検査を受けるかもしれないことを伝えていたと主張するが、その事実を認めることはできない。